

別表 基本計画における取組の方向性に沿って今後5年間に講ずべき具体的施策（案）

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備	< 別添資料参照 >		
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項	国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表専門委員会（仮称）を設置し、狭義の国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省、一次統計作成府省	平成 21 年度中に設置する。
(1) 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）についても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省	国民経済計算については平成 17 年基準改定時に実施する。 産業連関表（基本表）については平成 22 年表作成時に実施する。
	FISIM（間接的に計測される金融サービス）（現在は参考系列）について、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計値への導入については、検討結果いかんによっては、本系列への移行後においても、FISIM 導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、ユーザーに対する十分な説明が求められる。	内閣府	平成 17 年基準改定時に移行する。
	自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている 現行推計の改訂を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時
	公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で 示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業 連関表(基本 表)作成府省	国民経済計算につい ては平成 17 年基準改 定時に実施する。 産業連関表(基本表) については平成 22 年 表作成時に実施する。
	国民経済計算における制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時 における導入を目指 す。
	93SNA の改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	平成 22 年基準改定を 待たずとも、可能なも のから年次改定にお いて対応する。
イ 基準年次推 計に関する諸 課題	国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な使用・供給表とX表からなる体系 (SUT/IOT)に移行することについて検討する。	内閣府、産業 連関表(基本 表)作成府省	平成 21 年度から 検討 する。
	制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計のベンチマークとな る使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部 門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時 における導入を目指 す。
	間接税・補助金に関する基礎データ及び各種一次統計における間接税取り扱いを再検討する とともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向け て 検討す る。	内閣府、産業 連関表(基本 表)作成府省	平成 22 年表作成に間 に合うよう検討する。

削除: 開始

削除: た

削除: を実施

削除: を実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<u>生産構造・中間投入構造をより正確に把握する方法について</u> 検討し、産業・商品（生産物）分類体系、経済センサス、及び SUT/IOT といった連携のもとで、ベンチマーク年の産業連関表作表における精度向上を行う。その際、記入者負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。	内閣府、総務省、経済産業省	<u>（P：平成 21 年度から検討する。）</u>
ウ 年次推計に関する諸課題	年次 SUT/IOT のもとで、支出と生産の二面アプローチによる測定値の調整・検討を行うことができるよう、そのフレームワークを構築する。	内閣府	平成 22 年基準改定までに導入する。
	制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得アプローチによる GDP を開発し、三面アプローチによる精度検証を行う。	内閣府	平成 22 年基準改定における導入を目指す。
	国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表（延長表）について、産業・商品（生産物）分類における統合、国内生産額や最終需要など共通項目部分に関して、測定方法や基礎統計の差異を検討した上で、整合性の確保を行う。また、平成 22 年基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、経済産業省	平成 22 年基準改定までに段階的検討を行う。
	コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要サイド）と物的推計法（供給サイド）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成 17 年基準改定時より段階的に導入し、平成 22 年基準改定時までに実施する。
	コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要は最早見出されないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成 17 年基準改定時より段階的に導入し、平成 22 年基準改定時までに実施する。
	関係府省等の協力を得て、月次の「サービス産業動向調査」では捉えきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基	内閣府	平成 17 年基準改定までに結論を得る。

削除：「経済センサス-活動調査」の調査票に

削除：に関する調査事項を可能な限り織り込む方向で

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	<p>基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための統計整備、個人企業の活動把握などに資する統計の整備、企業統計を事業所ベースに変換するコンバーターのあり方、公式な労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などにつき、具体的な結論を得る。</p>		
	<p>関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格・基本価格・購入者価格等)の概念と、利用する価格指数のそれについて整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。</p>	内閣府	平成 21 年度より検討する。
工 四半期推計 (QE) に関する諸課題	<p>GDP 統計の改訂要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョン・スタディ」を早急に実施して、「改訂幅」の大きさの評価やその原因究明を図る。</p>	内閣府	平成 21 年度中に実施する。
	<p>関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法のメリット・デメリットを検討する。</p>	内閣府	平成 22 年度末まで 1~2 年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
	<p>QE 推計に用いる基礎統計(「家計調査」,「法人企業統計季報」等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが QE の振れをもたらししている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、基礎統計のノイズ処理について検討し、可能なものから実施する。</p>	内閣府	検討は平成 21 年度中に行う。
	<p>QE 推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む)について検討する。</p>	内閣府	平成 21 年度中に検討する。
	<p>関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、QE と確報の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、QE と確報に用いる基礎統計間の関係の整理(例:工業統計と経済産業省生産動態統計の乖離縮小)、基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、基礎統計の拡充、行政記録の活用等の課題について検討する。</p>	内閣府	(P:平成 21 年度から順次、検討する。)
	<p>内閣府は、QE 推計で用いている「生産動態統計」の使用方法を再検討する。また、経済産</p>	内閣府、経済	平成 21 年度末までに

削除:実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	業省は、「生産動態統計」と「工業統計」をリンケージした、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	産業省	実施する。
	QE で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等） 長期時系列計数の提供等、GDP 統計に対する利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	(P:平成 21 年度から検討する。)
	内閣府等と協力し、QE の精度向上に資するよう「家計消費状況調査」の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	総務省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	「法人季報」の資本金 1000 万～2000 万円の標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	公共事業予算の執行状況に関する統計について、中央政府だけでなく地方分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成 25 年度末までに結論を得る。
	「政府最終消費」の中の「雇用者報酬」を推計するために、四半期ベースの公務員数、賃金の情報が必要である。中央政府分については、内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用により把握することが出来ないかを検討する。地方政府分については、総務省が四半期ベースで標本調査を実施することを検討する。	内閣府、総務省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	生産面からの QE 推計を検討するとともに、当面は、QE 推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心として検討する。	内閣府	平成 22 年以降、順次検討する。
	「毎月勤労統計調査」の 5～29 人事業所の調査において、標本替えを工夫することで、所定内給与等の断層をなくすための取組を検討する。	厚生労働省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	「毎月勤労統計調査」の離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫を検討する。また、「毎月勤労統計調査」で退職金を調査することを検討する。	厚生労働省	平成 25 年度末までに結論を得る。
	関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの QE 推計を行うことを検討する。	内閣府	平成 25 年度末までに結論を得る。

削除: 財務省及び日本銀行は、「国際収支統計」の公表の早期化を検討する。
内閣府は、上記の検討結果を踏まえ、1次 QE と 2次 QE の改訂幅の縮小するため国際収支統計の計数を活用することを検討する。

削除: 内閣府、財務省

削除: 平成 21 年度末までに結論を得る。

削除: 実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用	「経済センサス-活動調査」の中間年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確に捉え、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする「経済センサス-基礎調査」を引き続き実施する。	総務省	平成 26 年度
ア 母集団名簿情報の的確な整備	法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を <u>定期的に</u> 実施する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	厚生労働省の協力を得て、 <u>雇用保険適用事業所設置届</u> 、労働保険関係成立届の行政記録情報から、 <u>事業所等の新設・廃止等を把握すること</u> を検討する。さらに、本社の名称・所在地等の情報については、電子化の状況を踏まえて、データの有用性や費用対効果などを事前に十分に検証した上で利用する方向を検討する。	総務省	平成 22 年から検討する。
イ ビジネスレジスターの充実と拡張	センサス型調査を対象として、「工業統計調査」等の出荷額等の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する「法人企業統計調査」の売上高等の主要な経理情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、各所管省との検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。
	EDINET(証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)の情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET の情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的な方策を検討する。 (「第3 1(1)ア WGの審議で行政記録を活用すべきとされた統計調査」と関連)	総務省 財務省	平成 21 年度から検討する。
	特許庁の協力を得て産業財産権の企業出願人の名称・所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	<u>平成 21 年度から検討を開始し、速やかに実施する。</u>
	事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コード(JASTPRO コード)(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うにあたり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	<u>(P:平成 21 年度から検討する。)</u>
(3) 福祉・社会保障全般を総合的に	「社会保障給付費」について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS、SOCX、SHAなど)に基づく統計との整	厚生労働省	<u>平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ</u>

削除:、毎月

削除: 等

削除: 法人企業の

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
示す統計の整備	合性の向上について検討する。		早期に結論を得る。
(4) 医療費に関する統計の国際比較性の向上	医療費に関する統計の体系的整備、国際比較性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロで捉える統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
(5) 財政統計の整備	政府財政統計（GFS）について、総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、主要項目について推計・公表するように取り組む。	内閣府	平成 17 年基準改定時を目途に実施する。
	資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であり、関係府省等の協力を得つつ、これらの課題に取り組むとともに、推計方法等を検討し、推計・公表することについて結論を得る。	内閣府	平成 25 年度までを目途に実施する。
	総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、中央政府の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータを当該 2 桁分類に分類し、地方政府の項目については、「地方財政状況調査」（総務省）の分類と対応が取れる項目の整備や、対応がとれない項目の推計方法について検討し、COFOG の 2 桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時を目途に実施する。
(6) ストック統計の整備	恒久棚卸法（PIM）を中心とする標準的な手法によってフロー量（投資）と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」、及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時に導入を目指す。
	その後も、固定資本ストックマトリックスの更なる精度向上に努めるとともに、93SNA の改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	平成 22 年基準改定時に実施する。
	物的ストック調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）があり、土地及び法人所有の建物については金額評価の推計が行われている。その物的アプローチと PIM は代替物ではなく補完的である。総務省の協力を得て、	内閣府、国土交通省	平成 22 年基準改定時に実施する。

削除: ストック推計方法として国際的に標準となっている

削除: 総務省、

削除: 関係府省は

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチによる推計値の相互の精度検証を行う。		
	固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、「民間企業投資・除却調査」(うち投資調査)において資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。
	生産的資本ストック及び純資本ストックを測定するためには、資産別経齡プロフィール(経齡的な効率性及び価格変化の分布)をとらえる必要があり、「民間企業投資・除却調査」(うち除却調査)の調査結果の蓄積とともに、行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。
	関係府省等の協力を得て、「国富調査」による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時までに結論を得る。
	現行では企業ベースの統計に依存して設備投資の産業格付けが行われていることが多いが、企業 - 事業所変換、あるいはより直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法を関係府省等の協力を得て検討する。	内閣府	平成 22 年基準改定時にまでに結論を得る。
(7) 統計基準の設定	新統計法附則第 3 条が規定する準備行為として、現在の「日本標準産業分類」を引き続き統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成 20 年度中に措置する。
ア 「日本標準産業分類」	なお、 その後の改定に当たっては、国際産業分類 (ISIC) との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。		
イ 「疾病、傷害及び死因の統計分類」	新統計法附則第 3 条が規定する準備行為として、現在の「疾病、傷害及び死因の統計分類」を引き続き統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成 20 年度中に措置する。
ウ 「日本標準職業分類」	「日本標準職業分類」は、職業区分を用いている38調査の大半(約7割)についての適用が定着している現状、また、各種統計の比較可能性を向上させる観点から、新たな統計基準として設定する必要がある。	総務省	平成 21 年度前半までに措置する。

削除:

書式変更: 箇条書きと段落番号

削除: は、各種統計に適用され、統計間の比較可能性と客観性を確保する基盤となっており、引き続きその基準は必要である。また、同分類は、多くの基幹統計調査の調査規則に規定される調査の対象等にその内容が引用されているほか、毎月実施される各種動態統計にも広く用いられており、当該基準を新統計法に規定する統計基準とする手続きは新統計法の円滑な全面施行に必要不可欠である。

したがって、新統計法附則第 3 条が規定する準備行為として、現在の分類の内容

削除: を行う場合に

削除: など

削除: は、厚生統計に関し国際比較可能性を確保する基盤となっており、引き続きその基準は必要である。また、同分類は、毎月実施される人口動態統計などの各種動

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	したがって、平成 22 年国勢調査の実施に間に合うように統計基準として設定し、公示する。		
エ 「季節調整法の適用にあたっての基準」	<p>「季節調整法の適用にあたっての基準」は、季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省におけるこれまでの季節調整法の適用における運用実績を踏まえ、見直しを行った上で、新たな統計基準として設定する必要がある。</p> <p>したがって、現行基準の見直しを進め、統計基準として設定し、公示する。</p> <p>なお、各府省は、当該統計基準が公示されるまでの間、現在の「季節調整法の適用にあたっての基準」に基づく運用に引き続き努める。</p>	総務省 各府省	平成 22 年度中に措置する。
オ 「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」	<p>「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」は、指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省におけるこれまでの指数の基準改定の実績を踏まえ、見直しを行った上で、新たな統計基準として設定する必要がある。</p> <p>したがって、現行の基準の見直しを進め、統計基準として設定し、公示する。</p> <p>なお、各府省は、当該統計基準が公示されるまでの間、現在の「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」に基づく運用に引き続き努める。</p>	総務省 各府省	平成 21 年度中に措置する。
カ 「日本標準商品分類」等	<p>「日本標準商品分類」については、サービスの取扱について、十分に検討することが重要である。また、「従業上の地位に係る分類」は、国際分類は存在しているものの、我が国においては当該分類の研究がこれまで進んでいない状況にある。</p> <p>このため、「日本標準商品分類」にサービスを含めるか否かについて、また、従業上の地位に係る分類等について研究を進め、併せて統計基準として設定することの可否を決定する。</p> <p>なお、改定を行う場合には、中央生産物分類（CPC）との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。</p>	総務省	平成 23 年度中に設定の可否を決定する。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に	<p>情報通信業の分野において、総務省（情報通信国際戦略局）が実施する統計調査については、「経済産業省企業活動基本調査（以下、企業活動基本調査）」と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計（仮称）」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る経済産業省と総務省の</p>	総務省、経済産業省	平成 22 年を目途として行う。

削除: など

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
関する事項	共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。		
(1) サービス活動に係る統計の整備・充実	「通信利用動向調査」の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	(P:平成21年度から検討する。)
ア 情報通信サービスに関する統計の整備			
イ 知的財産活動に関する統計の整備	「知的財産活動調査」について、結果精度を向上させる観点から、回収率の向上方策、調査票の改善、外部委託の在り方を検討する。	特許庁	平成23年度までに結論を得る。
	知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスフレームの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論を得る。
	平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5~6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データが、速やかに構築されることに向けて必要な取組等を検討する。	総務省、経済産業省	平成24年度までに結論を得る。
	人的資産への投資に関する統計の整備について、企業における能力開発(教育・研修)に関連する投資額を把握するため、「経済産業省企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討する。	経済産業省	平成21年度までに結論を得る。
ウ サービス活動を適切に捉えるための検討	各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究、サービスの質の実態把握と評価が困難な分野(医療・教育、警察・司法など)に焦点を合わせた国民的需要に関する調査、を実施するための研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。
エ 企業のサー	「工業統計調査」、「商業統計調査」、「特定サービス産業実態調査」等において、本社と各支	経済産業省	平成25年度を目途に

削除: 可能となる

削除: 情報通信分野の統計の担当職員の育成のため、統計部門と産業部門との連携の強化や関係省間の人事交流の活発化に努める。

削除: 各府省

削除: 情報

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
ビス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備	社（事業所）における主要なサービス活動について、機能別にサービス活動の水準を捉えることについて、基本計画期間内の実施を目途に検討する。		実施する。
	平成 22 年「企業活動基本調査」において、業務の外部委託状況に関し、委託先区分（企業グループ内外、国内・国外別）を把握すること及び事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取組の有無と件数を把握することの可能性について検討を開始する。	経済産業省	平成 21 年度から検討する。
	平成 21 年「経済センサス-基礎調査」に基づいて把握した純粋持株会社の全てを対象として、平成 23 年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成 26 年に実施予定の「経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成 23 年度以降実施する。
(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実	配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。	総務省	平成 23 年中に結論を得る。
	女性の就業（就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期（調査計画の承認申請を行う時期を指す。以下同じ。）までとする。）結論を得る。
	「住民基本台帳人口移動報告」において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ

削除: 速やかに実施

削除: 化・

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。		早期に結論を得る。
	「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」における集計の充実（性・年齢各歳別人口；世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数；世帯主との続柄別人口；性・年齢別国籍移動数など）について、早期に結論を得られるよう、地方公共団体の意見も聞きつつ検討する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」における作成時期（現行は3月末）について、早期に結論を得られるよう、地方公共団体の意見も踏まえた上で、見直しを検討する。	総務省	平成 21 年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。
	「人口動態統計」における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成 21 年中に結論を得る。
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備・充実 ア 家計・個人消費に関する統計の充実	家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。	総務省	平成 23 年中に結論を得る。
	「平成 21 年全国消費実態調査」に向けて検討されているモニター方式の調査の結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。	総務省	平成 25 年中に結論を得る。
イ 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備	「社会生活基本調査」において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関し、調査項目や集計内容について検討する。	総務省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
ウ 「国民生活基礎調査」の充実	「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。
	「国民生活基礎調査」で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成 23 年中に結論を得る。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 教育をめぐる 状況変化等に対応した統計の整備・充実 ア 学校教育関係統計の整備	暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等）において、より客観的な基準の設定等、統計結果の比較性向上策について検討する。	文部科学省	平成 21 年中に結論を得る。
	「学校基本調査」又は「学校教員統計調査」において、週間勤務日数別、教科別の非常勤教員数、非常勤教員の免許外教科の担当状況を把握する項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成 23 年中に結論を得る。
	「学校保健統計調査」において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、及び、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。	文部科学省	平成 22 年中に結論を得る。
イ 社会教育関連統計の整備	社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況の把握に関し、「社会教育調査」とこれに関連する統計調査間の役割分担を整理した上で、所要の改善を行うことについて検討する。	文部科学省	平成 23 年中に結論を得る。
ウ 教育機能の総合的把握	社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。
	学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計について検討する。	文部科学省	平成 25 年中に結論を得る。
	学校外学習の実態把握の観点から、「子どもの学習費調査」において「塾への通学頻度」、「進路希望」などの項目を追加することについて検討する。	文部科学省	平成 22 年中に結論を得る。
(5) 新たな分野の統計の整備 ア 環境統計の	気候統計（気温、降水量、降雪量、異常気象、平年値、平年からの乖離度とそのトレンド、地域間のばらつきの指標など）の整備を推進する。	気象庁	<u>（P：平成 21 年度から実施する。）</u>
	気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。また、関係府	環境省	<u>（P：平成 21 年度か</u>

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
段階的な整備	省と協力して、この数年内に、気候変動による被害（人間、農作物、建築物等）に関する統計を整備する。		<u>ら実施する。）</u>
	新設の「エネルギー消費統計調査」の調査項目や精度が、政策立案に十分であるかどうかについて、回収率、調査結果等から十分に吟味・検討する。	資源エネルギー庁	<u>（P：平成 21 年度から検討する。）</u>
	総務省（統計局）は、環境省と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態（電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等）と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省	<u>（P：平成 21 年度から実施する。）</u>
	新エネルギー関連の一次統計については、必要に応じて適宜データを精査し、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省	<u>平成 21 年度から検討する。</u>
	総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について早期化に努める。そのためには、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計についても前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるような <u>努める</u> 。	資源エネルギー庁、関係府省	<u>平成 21 年度から実施する。</u>
	廃棄物・副産物の把握に関する統計をいかに整備するかについて、検討する場を設ける。	関係府省	<u>平成 21 年度から実施する。</u>
	総務省（政策統括官（統計基準担当））及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表を充実についての検討を開始する。	環境省	<u>平成 21 年度から実施する。</u>
	総務省（統計局）を始め関係府省と協力して、この数年内に環境統計と経済社会領域統計（人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等）を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	<u>（P：平成 21 年度から検討する。）</u>
イ 観光に関する統計の整備	「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」について充実・整備を図る。	<u>観光庁</u>	平成 22 年度までに実施する。
	地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるように、必要な調整を行う。	<u>観光庁</u>	平成 22 年度までに実施する。
	内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能と	<u>観光庁</u>	平成 22 年度までに実

- 削除: 情報
- 削除: 速やかに実施
- 削除: 速やかに
- 削除: 務
- 削除: 速やかに
- 削除: 速やかに
- 削除: 国土交通省
- 削除: 国土交通省
- 削除: 国土交通省

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	なるように、観光サテライト勘定（TSA）の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定（TSA）の本格的な作成及び公表を行う。		施する。
(6) グローバル化の進展に対応した統計の整備	平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計情報の作成に向けて、検討を開始する。	財務省	<u>（P：平成 21 年度から検討する。）</u>
	所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させる。	財務省	<u>（P：平成 21 年度から検討する。）</u>
	海外子会社について、国内親会社に対する一括調査を基幹統計調査として実施することの可能性について、検討する。	経済産業省	<u>（P：平成 21 年度から検討する。）</u>
	適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、「登録外国人統計（在留外国人統計）」及び「出入国管理統計」における集計の充実（毎年次、性・年齢各歳別人口、配偶関係別人口、性・年齢・世帯人員別世帯数（+国籍別）；在住期間別）について検討する。	法務省	平成 25 年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
	「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成 21 年中に結論を得る。
(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	「労働力調査」等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討するものとする。	各調査の実施府省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。
	実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILO の国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 23 年以降に到来する調

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
			查の企画時期までとする。) 結論を得る。
	労働時間を捉えた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、「社会生活基本調査」において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
	「雇用動向調査」等を元にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成 24 年末までに実施する。
	経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、「毎月勤労統計調査」や「賃金構造基本統計調査」と、「工業統計表」等とのリンケージを図るため、共通キーを持たせること等によって、employee-employer データを整備する。	厚生労働省	<u>ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。</u>
	平成 22 年を目途に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施する。	厚生労働省	平成 22 年を目途に実施する。
	総務省と協力して、地域別労働市場の政策立案と評価が可能となるような失業率指標の作成について、『雇用保険事業月報』に掲載の都道府県別(あるいは公共職業安定所管内別)の雇用保険被保険者数と受給者実人数を「就業構造基本調査」あるいは「労働力調査」の情報で補正して作成することを検討する。	厚生労働省	<u>平成 21 年度から検討する。</u>
	「労働力調査」において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、「労働力調査」を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者・失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成 25 年度末までを目途に結論を得る。
	関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計情報の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、 総務省	<u>(P:平成 21 年度から検討する。)</u>

削除: 速やかに検討

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
(7)その他	<p>「平成 22 年国勢調査」の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、27 年以降の「国勢調査」において、更なる見直し・改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。</p>	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>住宅・土地に関する統計体系について検討する。 * 上記の検討に当たっては、「住宅・土地統計調査」と「国勢調査」との関係や在り方の見直し、「住宅・土地統計調査」への「住生活総合調査」の統合に係る是非及び可否、ハードウェア面だけでなく、価格、購入者が誰か、経済状況等の経済・家族面を把握する、などの観点を踏まえる必要がある。</p>	総務省 (関連：国土交通省)	平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>「医療施設調査」及び「患者調査」について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録等の活用可能性について検討する。</p>	厚生労働省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>「犯罪被害実態(暗数)調査」におけるサンプル数の拡充等による精度向上について検討する。</p>	法務省	平成 24 年調査の企画時期までに結論を得る。

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報の活用	「経済センサス - 活動調査」の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報を活用する。	総務省	平成 23 年度の「経済センサス - 活動調査」において活用する。
ア WGの審議で行政記録を活用すべきとされた統計調査	住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について、現行よりも詳細なデータの提供について地方公共団体の了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成 21 年度から 具体的検討 を開始する。
	法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。(「第2 2(2)イ ビジネスレジスターの充実と拡張」と関連)	財務省	平成 21 年度から 具体的検討 を 行う 。
	オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、リソースの負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、 経済産業省 等	平成 21 年度から 具体的検討 を 行う 。
イ 統計委員会の答申において行政記録の活用を検討すべきとされた統計調査	漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において行政記録の活用を検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録の積極的な活用を検討する。	関係府省 (農 林 水 産 省、国土交通 省、厚生労働 省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
ウ 行政記録の調査の原則化	取組の方向性を踏まえ、調査実施計画の策定の際、行政記録の有無・活用の効果等について事前に調査・検討する。 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
エ 保有機関における集計の	作成機関が提供要請を行った行政記録について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態に	各府省	平成 21 年度から実施する。

削除: 地方公共団体に対する説明

削除: 開始する

削除: 開始する

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
活用	<p>よる集計表の作成等を行うことを原則とする。</p> <p>なお、この場合の費用等は、基本的には作成機関が負担することとする。</p>		
オ 行政記録の活用に関する環境整備	<p>各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>行政記録の活用について、当該行政記録の保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>行政記録について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるか、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み</p>	総務省	平成 23 年度末を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用	<p>「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用する。</p>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等	<p>「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。</p> <p>特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。</p> <p>国が行う多数の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）</p> <p>一定の行政分野（日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等）又は生活分野に関する国の統計調査（標本調査）の母集団フレームを提供することを目的とした調査（農林業センサス、国民生活基礎調査等）</p> <p>閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査等）</p>	各府省	平成 21 年度から左記方針で対応する。
	<p>総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。</p>	内閣府、総務省	平成 21 年度から実施する。
イ 民間事業者	<p>「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受</p>	総務省	平成 21 年度に実施す

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
をより適正かつ効果的に活用するための環境整備	託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。		る。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成 22 年度から検討する。
	統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
2 統計リソースの確保・有効活用 (1) 統計リソースの確保・配分の在り方、有効利用 ア 政府全体の調整機能の発揮	各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等の際し、その策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成 22 年度から検討する。
イ 各府省の取組	新たな統計の整備・提供ニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者負担の軽減に加え、統計リソースの確保・有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、基本計画の実施に必要なリソースを確保するよう措置する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

削除：（予算、人員）

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	業務の内容に応じた必要な人材の量（特に、実査、審査、集計部門において重要な要素）と質（特に、企画、分析・公表部門において重要な要素）のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、国家公務員としての勤務年数の多くを統計関連業務に従事する職員（以下「中核的職員」という。）の確保に努力する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	<u>国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源・指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。</u>	内閣府	<u>平成 21 年度から検討する。</u>
ウ 各府省の取組への支援	各府省における基本計画への予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等を行うための場を設置する。 上記の情報共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保・有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 定員管理当局に対し、各府省が整備すべき統計の必要性等について、理解を得られるよう情報提供等の必要な働きかけを行う。	総務省	平成 22 年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省統計局の機能・リソースを最大限に活用する。また、統計調査を効率的に実施する観点から、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	緊急ニーズが生じたときは、取組の方向性を踏まえ、行政記録及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数の府省の所管になる場合には、必要に応じ調整を図る。	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	上記により難しく、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成 21 年度から実施する。

削除：内閣府

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携	地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	新たな統計整備ニーズを含め、基本計画に基づき、地方統計機構の業務量を極力平準化するように調整に努める。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方のニーズも踏まえ、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査（客体数、調査事項）を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	地方統計機構の機能をより充実させる観点から、都道府県の実状や意見も踏まえつつ、専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成 22 年度までに結論を得る
	各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	各府省及び地方公共団体と共同し、統計調査員（統計調査指導員を含む。）の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成 21 年度から検討する。
	統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
(3) 統計職員の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な確保・育成の推	中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。 府省間、国・地方、官・学の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
進	統計を主管する局・部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。		
	今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、1次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や2次利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成 22 年度から実施する。
	各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図るとともに、各府省の研修ニーズと総務省統計研修所の研修カリキュラムの連絡・調整等の充実を図る。	総務省	平成 22 年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる人材の確保・育成の推進	国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
ウ 人材の確保・育成に向けた研究の実施	専門性の高い人材の確保・育成に資するため、統計職員の有すべき専門知識・能力の目標設定、目標とされる知識・能力の獲得支援のための方策の策定などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成 22 年度から実施する。
3 経済社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・	基本計画部会の活動の一環として、各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供及び基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府	平成 21 年度から実施する。

削除: 関係

削除: 公務員制度改革の動向や目標管理による人事評価制度の実施状況にも留意しつつ、一般職職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第 6 条に規定する専門職俸給表に統計専門職を追加することの可否を含めた

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
活用	インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の意見・要望を把握するための掲示板機能の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した情報及び e-Stat の利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省の統計整備・提供等の充実を推進する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	個別統計の調査計画について、府省内の利用者や、有識者・報告者等の意見等を把握し、調査計画の見直しに活用する取組を継続・充実を図る。	各府省	平成 21 年度から実施する。
(2) 統計の評価・作成方法の見直し・効率化の考え方	IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	所管する公的統計について、前記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化の余地を検討する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	各府省の自己評価結果を取りまとめ、その結果を新統計法第 9 条及び第 19 条の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成 22 年度から実施する。
(3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査の結果を利用することの有用性(国民生活等にどのように役立っているか等)や調査に協力しなかった場合に生じるおそれのある不都合などについて具体的に理解できるような広報を行うとともに、調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を各府省の協力を得て策定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	
	報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成 21 年度から実施する。
イ 非協力者への対処方針	各府省や実査部門等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針について検討する。	総務省	平成 21 年度に結論を得る。
	上記の具体的な対処方針に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成 22 年度から実施する。

削除: 関係

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。	総務省	平成 23 年度から実施する。
	現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成 23 年度から実施する。
	各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童・生徒が関心を持つような分かりやすい教材として掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成 23 年度までに結論を得る。
	上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成 24 年度から実施する。
	リソースの許す範囲内で大学、社会人等に対する情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
4 統計データの有効利用の促進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供 ア ガイドラインに基づく事務処理の実施	「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
イ 利用可能な統計調査やサービスの周知	毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定し、各府省のホームページ等で公表する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	各府省の策定した二次利用に関する年度計画及び前年度における各府省の二次利用の実績	総務省	平成 21 年度から実施

削除: リテラシーや統計倫理に関する

削除: への研修

削除: 「統計データ利用促進ワーキンググループ」において、

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、新法第55条に基づく法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。		する。
ウ 制度の円滑な運用	所管の基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査とサービス(オーダーメイド集計か、匿名データか、その両方か)を選択した上で、新法が全面施行される二次利用に係る事務処理を適切に開始する。	各府省	平成21年度から実施する。
	二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえながら、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスの拡大を図る。	各府省	平成22年度から実施する。
	二次利用のニーズに適切に対応し、二次利用の制度を円滑に運営していく観点から、毎年度、 <u>統計</u> リソースの確保について最大限の努力を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	各府省における二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブと併せて検討する。	総務省	平成24年度から検討する。
	<u>オンライン利用について検討する。</u>	<u>総務省</u>	<u>平成21年度から検討する。</u>
エ 制度に係る事務処理の支援	上記ウの各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始・拡大を支援する観点から、政令規定法人の1つとして独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成21年度の早期に実施する。
(2) 統計データ・アーカイブの整備	統計データ・アーカイブの整備に向けた具体的な検討を行うため、各府省や政令規定法人、有識者、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議(仮称)を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を検討する。	総務省	平成25年度までに結論を得る
ア 統計データ・アーカイブの整備	統計データ・アーカイブの整備に当たって、総合科学技術会議や統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府	平成25年度に実施する。

削除: 人的、予算的な

削除: やオンライン利用

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 調査票情報 の保管・管理 方法	上記アの統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管・管理できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理方法等を内容とする調査票情報等の保管・管理に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成 22 年度までに実施する。
	上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理する。	各府省	平成 23 年度から実施する。
	上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管・管理の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じるものとする。	総務省	平成 23 年度までに実施する。
5 その他 (1) 政府統計共同 利用システム の活用等による 府省間でのデータ 共有 や提供の推進	毎年度、統計センターにおいて運用管理されている共同利用システム等を活用し、最適化計画に基づき、府省間でのデータ共有や提供を推進する。	各府省	平成 20 年度から実施する。
	最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組について、毎年度フォローアップを着実に実施し、取組内容の評価、改善を行うとともに、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題等の的確な把握等を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成 20 年度から実施する。
(2) 研究開発の推進 (情報通信技術の 利活用等)と学会 等との連携強化	経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための研究開発のコンソーシアムを形成し、SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成 21 年度から実施する。
	統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府	平成 21 年度に実施する。
	公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学界等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、プロジェクト型（公募型・競争型）による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上	各府省	平成 22 年度から実施する。

削除: データ

削除: のデータ

削除: データ

削除: データ

削除: データ

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備・提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。		
	統計利用者との意見交換の場を活用し(3.(1)参照。)上記各府省と学界等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学界等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府	平成 21 年度から対応する。
	統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成 22 年度から対応する
(3) 中立性の確保	3.(2)で策定するガイドラインに、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等についても規定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	上記ガイドラインを踏まえ、結果の公表に併せて調査の方法などの統計の作成過程についてインターネット上で公表する。 公表期前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を限定する内規を整備し、公開する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	新統計法において公表期日以前に基幹統計を漏らすことが禁止されていることを周知徹底する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

「第4 基本計画の推進・評価等」部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 基本計画の進捗管理・評価等	<p>「基本計画推進会議」(仮称)を設置し、基本計画に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。</p>	各府省	平成 21 年度から実施する。
	<p>総務大臣は、毎年度、<u>基本計画の実施に関する各府省の前年度の取り組み</u>を取りまとめ、新統計法(以下「法」という。)第 55 条第 2 項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、<u>基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題</u>について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。</p> <p>統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために法第 55 条第 3 項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。</p>	内閣府(統計委員会)、総務省	平成 22 年度から実施する。
	<p>総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成 22 年度から実施する。
	<p>関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。</p>	内閣府(統計委員会)	平成 22 年度から実施する。

削除: 前年度における各府省の

削除: に掲げられた施策の取組状況
(統計の品質に関する自己評価の実施状況等)

削除: 当該

1 現行の指定統計で基幹統計とすべき統計

(1)現在、指定統計として実施されており、引続き基幹統計として実施することが適当な統計

府省名	統計名
総務省	住宅・土地統計、労働力調査、小売物価統計(消費者物価指数を含む。)、家計調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、全国物価統計、社会生活基本統計、経済構造統計
財務省	法人企業統計
文部科学省	学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査
厚生労働省	人口動態調査、毎月勤労統計調査、医療施設統計、患者調査、賃金構造基本統計、国民生活基礎統計
農林水産省	農林業センサス、作物統計、海面漁業生産統計、漁業センサス、農業経営統計
経済産業省	工業統計調査、商業統計、ガス事業生産動態統計、石油製品需給動態統計、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計、経済産業省企業活動基本統計
国土交通省	港湾調査、自動車輸送統計、内航船舶輸送統計、建築着工統計、建設工事統計、法人土地基本統計

(2)新たな基幹統計として統合[共管]することが適当な統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	これら製造業の生産動態に関する統計については、府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目を活かしつつ、他省所管の生産動態統計調査と調査項目、用語等の統一化を図り、各省それぞれが所管する生産動態統計調査として再編・整理を検討する。	平成21年度 早期に所要 の検討を開始 し、 25年度ま でに整備を図 る
農林水産省	牛乳乳製品統計、木材統計		
経済産業省	経済産業省生産動態統計		
国土交通省	造船造機統計、鉄道車両等 生産動態統計調査		

削除:平成

2 新たに基幹統計として整備すべき統計

府省名	統計名	必要性等、具体的措置等	実施時期
総務省	現在推計人口(加)	<p>「国勢調査」間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、「国勢調査」、「人口動態統計」、外国人統計、国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計である。また、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、本統計を基幹統計に指定し、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。</p>	<p>(P:平成 23 年度までの整備に向けて、22年度から所要の準備を開始する。)</p> <p>削除:平成 年度までに整備する。</p>
総務省等 10 府省庁	産業連関表(基本表)(加)	<p>総務省を始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p>	<p>(P:平成 22 年表の整備に向けて、21年度から所要の準備を開始する。)</p> <p>削除:平成 年度までに整備する。</p>
財務省	貿易統計(業)	<p>貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約に関する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されているいわゆる業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、極めて重要な役割を果たしており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。</p> <p>なお、貿易統計は、税関に提供された輸出入申告の内容を基礎データとして作成する業務統計であり、貿易手続の円滑化・簡素化の観点から、申告者の負</p>	<p>(P:平成 22 年度までの整備に向けて、21年度から所要の準備を開始する。)</p> <p>削除:平成 年度までに整備する。</p>

		担軽減を考慮した申告項目の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。業務統計である貿易統計については、作成及び活用の際に、これらの点について十分に配慮されるべきである。		
厚生労働省	完全生命表 / 簡易生命表 (加)	「国勢統計」、「人口動態統計」、「現在推計人口」を加工し、国民の生存、死亡、健康、保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療、保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。	(P:平成22年度までの整備に向けて、21年度から所要の準備を開始する。)	削除:平成 年度までに整備する。
厚生労働省	社会保障給付費 (加)	国際労働機関(以下「ILO」という。)が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて、作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されており、基幹統計の基準を満たしていると考えられる。 なお、本統計を基幹統計に指定し、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図ることは、統計の体系的整備の上からも有意義と考えられる。	(P:別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。)	削除:データ 削除:平成 年度までに整備する。
経済産業省	鉱工業指数 (加)	鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産・出荷・在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向・設備投資分析等にも広く利用されており、法令上の指定基準を満たしていると考えられる。 なお、基幹統計の指定に当たっては、その範囲を指数系列のどこまでにするか、検討する。	(P:平成22年度までの整備に向けて、21年度から所要の準備を開始する。)	削除:平成 年度までに整備する。

3 将来、基幹統計化を検討すべき統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
総務省	サービス産業動向調査(承)	調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化を図る。	調査開始以降3年程度をかけて、所要の検討後
	通信産業基本調査(承) 放送番組制作業実態調査(承)	経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)と連携して一元的に行うことが適当である。具体的には、企業活動を把握する基幹統計「企業活動基本統計(仮称)」の下に統合して、大分類「G 情報通信業」に係る共管調査を実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	平成22年を目途
農林水産省	食料品生産実態調査(承) 油糧生産実績調査(承) 米麦加工食品生産動態等統計調査(承)	上記1(2)の府省横断的な生産動態に関する統計(生産動態統計)を一つの基幹統計として指定し、その下の農林水産省所管の生産動態統計調査として再編・整理を検討する中で、この3調査についてもその可能性を検討する。	平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに 結論を得る。
経済産業省	海外事業活動基本調査(承)	今後の精度向上を確認し、基幹統計化を図る。	(P:平成23年度までに 結論を得る。)
	外資系企業動向調査(承)		結論を得る。
	エネルギー消費統計調査(承)	経済産業省特定業種石油等消費統計(指定統計)等との関係整理を行った上で、基幹統計化する方向で検討を行う。その際、基幹統計の範囲をどのようにするか、併せて検討する。	(P:平成23年度までに 結論を得る。)
	第3次産業活動指数(加)	1次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	(P:平成24年度までに 結論を得る。)
	産業連関表(延長表)(加)		結論を得る。
国土交通省	宿泊旅行統計調査(承)	観光統計に関する都道府県統一基準の作成、外国人旅行者に関する実態把	(P:平成22

削除: 整備

削除: を図る

削除:

削除:

削除:

	旅行・観光消費動向調査(承)	握の向上等とともに、両調査の改善・充実を図る等により観光統計を体系的に整備することが必要であり、その過程で両調査の基幹統計化について検討する。	年度までに結論を得る。↓	削除:
	法人建物調査(承)	密接な関係を有するため同時実施されて来ている法人土地基本統計(指定統計)と統合し、企業の不動産(土地、建物)ストックを把握する基幹統計として指定することを検討する。	(P:平成 24年度までに結論を得る。↓)	削除:

4 現行の指定統計のうち、基幹統計から除外すべき統計

府省名	統計名	理由	実施時期
経済産業省、厚生労働省、国土交通省	特定機械設備統計調査	これらの統計は、いずれも休止状態にあり、今後もその実施が見込めないことから、基幹統計から除外すべき。	平成 21 年度
経済産業省	商工業実態基本調査		
経済産業省	埋蔵鉱量統計	本調査は、昭和 25 年 8 月に指定統計として指定され、平成 16 年から 5 年周期の調査として実施されて来ているが、その重要性が低下して来ていることから、今後、基幹統計調査として実施する必要性に乏しく、一般統計調査として実施することが適当である。	平成 22 年度以降に到来する調査の実施時期まで

5 現行の指定統計のうち、一定の検討が必要な統計

府省名	統計名	必要性、具体的措置等	実施時期
財務省(国税庁)	民間給与実態統計	民間給与実態統計については、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計であると認められる。 また、地方公務員給与実態調査については、約 300 万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度・	平成 21 年中に結論を得る
総務省	地方公務員給与実態調査		

		<p>運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計であると認められる。</p> <p>上記2統計については、国家公務員給与等実態調査（現在は届出統計）と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省政策統括官（統計基準担当）が関係府省の協力を得て、給与の実態に関する上記統計の位置付けに関して検討を行うことが適当である。ただし、検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する必要がある。また、これら3統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であると認められる。</p>	
国土交通省	船員労働統計	<p>船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法ではなく船員法が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。</p> <p>しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化している。例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。</p> <p>一方、「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計」など、労働の需要サイド（企業・事業所）の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。</p> <p>このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、新統計法の全面施行後、総務省政策統括官（統計基準担当）が関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行うことが適当である。</p>	平成21年中に結論を得る

削除: と

注：1）（承）：承認統計、（届）：届出統計、（加）：加工統計、（業）：業務統計

2）新統計法の経過措置（附則第5条）により、現在の指定統計のうち、施行日において総務大臣が公示したものは、新法における基幹統計とみなされる。すなわち、総務大臣が公示したものは、施行日において、一旦それぞれ単独の基幹統計となる。